

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第 一 號 第 四 十 二 卷

昭和十一年一月一日發行

新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戶正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
產繭處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白杉庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

産繭處理問題

八木芳之助

一

昭和十年度の繭減收とアメリカに於ける生絲實需の好調とにより、生絲相場は十年春の六百圓臺から最近では千圓臺近くまで昇り、それにつれて繭相場も春繭買馴一貫匁三圓八十一錢から初秋繭四圓四十四錢、晩秋繭五圓六十六錢へと上昇し、蠶絲業界全般に少なからず活氣を興へつゝあるものゝ如くである。併し一方生絲には人絹といふ強敵が控へてをり、他方生絲需要國たるアメリカの景氣恢復に就いても悲觀樂觀いづれとも定め難き事情にある今日、本邦蠶絲業界の前途には洵に樂觀を許さざるものがある。さればこの秋に際し、外に對しては經濟界の不況乃至は變動に克く耐へ、且つ人絹の進出に對抗し得るよう努むると共に、内に向つては養蠶業より生絲輸出業に至る迄の蠶絲業界に内在する各種の缺陷を除去し、將來蠶絲業が全面的に且つ調和的に健全なる發達を遂ぐべき基礎地盤を確立することが急務である。これがためには輸出生絲の販賣統制、優良生絲の廉價生産、生絲需要の擴張、生絲の生産統制、産繭處理統制、繭生産統制、桑園整理等々多くの問題を解決せなければならぬ。

茲に問題とする産繭處理統制に關しては、農林省が先般の第六十七議會に之が法案を提出するに先ち、其の大綱を立案して昭和九年十二月日本中央蠶絲會に諮問せるものにして、その要旨は次の如くである。

第一 産繭處理統制の方針

- 一、養蠶業者の産繭處理は原則として養蠶實行組合又は産業組合を通じ團體的處理を爲さしむること
- 二、繭取引に付ては特約取引を除く外、一定年限の猶豫期間を置いて乾繭取引を強制すること
- 三、繭處理の際に於ける品質の檢定は道府縣繭檢定の檢定に依るものとし産業組合製絲に依り繰絲するものを除く外、一定年限の猶豫期間を置いて之を強制すること
- 四、道府縣毎に蠶絲關係者を以て道府縣繭價協定委員會を組織せしめ繭取引標準價格を定めしむること

第二 産繭處理統制形態

- 一、乾繭取引……原則として乾繭販賣組合(産業組合)又は同聯合會をして之を行はしむること
- 二、特約取引……許可制度と爲し、代金の決定方法及支拂方法其他契約の内容に關し行政官廳は監督を爲すこと
- 三、産業組合製絲……既設組合の區域の整理及設備の整理、合同並に新設を助成し、供繭確保の施設を講ずること
- 四、委託製絲……原則として養蠶實行組合又は乾繭販賣組合に限り之を行ひ得ることとし、契約内容其他に關し行政官廳は監督を爲すこと

これに對し全國蠶種業組合聯合會、全國産業組合製絲組合聯合會、全國共同乾繭倉庫聯合會は農林省案支持を決議したが、全國養蠶組合聯合會、全國製絲組合聯合會、日本中央蠶絲會はそれら修正意見を提出した。茲に於て農林省も乾繭取引を直ちに法律を以て強制せず、寧ろ乾繭設備の普及と營業者團體の自治的統制とに俟つて漸次之が達成を期することとなり、かゝる趣旨をも加味したる産繭處理統制法案を先般の第六十七議會に提出したるが、之が通過を見るに至らな

かつた。政府は來るべき議會に同法案を重ねて提出するといふ。この法案が果して如何に修正されて提出さるゝかは之を豫知するを得ないが、之が要旨は、養蠶農家の産繭處理形態としては乾繭取引、特約取引、組合製絲及び委託製絲を認め、特約取引に對しては之が濫設を防ぎ、且つ繭取引の公正を期する必要上、之を行政官廳の認可制度となし、該取引に適切なる監督を加へて行くと共に、一般的に繭取引に就いては取引の公明を期するため、繭檢定取引制度を確立し、繭取引は總て道府縣繭檢定所に行ふ繭檢定に基く品位によつて行ふこととし、且つ養蠶農家の産繭處理團體を整備し、以て産繭處理の合理化を圖らんとするにある。

二

農林省の企圖する産繭處理統制に於ては、産繭處理形態として、乾繭取引、特約取引、組合製絲、委託製絲等を認むるものであるから、その方針としては現存の總ての繭取引形態は一應之を認めるところの多元主義に立つものである。併し乍ら産繭處理には、元來二つの異なる方向の存することを知らなければならぬ。即ち一は養蠶業と製絲業との特殊性に基き、兩者の距離を出來るだけ短縮し、之を有機的に結びつけんとするものである。組合製絲は其の理想的形態であるが、現在の營業製絲の行ふ特約取引も、それには從來から多くの弊害を伴ふものであるとは云へ、やはり此の方向に立つものである。組合製絲は養蠶農家の協同組合組織の一として、利潤排除の意圖より、養蠶、製絲の融合といふ所謂蠶絲業の一元主義に立つものであり、特約取引は製絲資

1) 本位田祥男氏、繭取引の統制の動向（日本中央蠶絲會、蠶絲業調査會第一次調査委員報告書）六五頁。

本が利潤追求の意圖より、養蠶農家と繭の豫約生産關係を結ぶものであるが、兩者とも養蠶業と製絲業とを直接結合し、その間に介在する中間繭商人の存在を不要ならしむる點に於ては其の方向を一にしてゐる。

然るに産繭處理の他の方向は、生繭取引を乾繭取引となすことによつて、繭の商品性を時間的にも空間的にも廣大せんとするものである。素より乾繭取引には生繭取引に優る多くの長所を持つものではあるが、乾繭取引が廣く行はれるに至るならば、勢ひ商業資本の活動舞臺は擴大されるであらう。だが、それだけ養蠶農家と製絲家との有機的關係は薄らぎ、中間利潤の排除によつて生絲生産費を低下せんとする養蠶業及び製絲業の利益は、それだけ害せられるであらう。従て此の方向は謂はゞ、第一の方向と對蹠的な關係に立つものと言ふべきである。

併しながら、この第二の方向、即ち乾繭取引擴大の方向をとるとしても、この場合採るべき方法の如何によりては、第一の方向に於ける長所を發揮し得るものである。即ち豫約乾繭取引によるか、若しくは産業組合の乾繭取引への進出によつて、中間商業の排除を企圖することも可能であるからである。

従て茲に問題となる點は、政府の企圖する産繭處理統制に於ては、右の兩方向中、何れの方向を以て、將來に於ける本邦蠶絲業のとるべき主流と考ふるかである。この何れを主流と考ふるかによつて、採らるべき個々の對策に就いても自から異なるであらう。

けれども政府の企圖する産繭處理統制にありては、繭品質の檢定による繭取引の公明を圖ること、特約取引を認可制度として之に行政官廳の監督を加ふること、養蠶農家の産繭處理を團體化すること等の點に於て、統制の意圖は之を察することが出来るが、産繭處理形態に就いては、上述の如く多元主義をとる關係上、その統制の主方向は之を決定せずして、寧ろ將來に於ける各繭取引の發展自體に放任して、自から之を決せしめようとするもので、此の點に於ては充分に統制の意圖が現はれてゐない。併し他面から云へば、繭取引自體が決して不動固定的なるものでなく、發展進化して止まざるものであるから、その主方向を見定むるに、今少しく時日を以てすることも必要であり、また各繭取引の背後には養蠶家、製絲家、繭商人等の多くの利害關係が渦巻いてゐる關係上、今直ちに主方向を決定することは各産業者間の摩擦を餘りに激しからしむるものであるから、今暫らく政府の企圖する程度の統制を以て満足し、各繭取引間に或る程度の自由競争を認め、そのうちに自から統制の主方向を見出さんとする仕方も、目下の經濟政策としては已むを得ない處置であらう。だから近き將來に於ては乾繭取引、特約取引、組合製絲、委託製絲等がそれ／＼並び存することゝなるであらう。而して産繭處理統制法實施の曉に於て、繭處理分野の相互關係は如何に展開されるであらうか、また養蠶農家や製絲業者は之によつて如何なる事情に立つに至るであらうか。

三

先づ第一に乾繭取引に就いて論じよう。從來の養蠶農家に於て一般に行はれたる生繭取引に在りては、出蛆、發蛾、繭の變質を防ぐため、收繭後數日間之を販賣せざるを得なかつた結果、養蠶農家の収入は専ら生繭出廻期の相場によつて支配されることとなり、繭價變動に伴ふ危険を分散せしめる途がなかつた。加ふるに生繭の出廻が甚だしき季節性を帯びる結果として、繭需給の調節が圓滑に行はれず、屢々不自然なる繭價の騰落を惹起し、養蠶業を投機的ならしめた。また製絲業者の側に於ても、一時に多量の原料繭を仕入れる必要より、多額の原料繭購入資金を要することとなり、これに固定される資金の金利は、それだけ生絲生産費を高めることとなる²⁾。かゝる不合理を除去するため既に大正十四年に農林省は共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則を發布し、爾來毎年助成金を交付し、生繭取引を漸次乾繭取引に轉化せんと努めてゐる。而して昭和九年度に於ける政府助成にかゝる共同繭倉庫及び共同乾繭裝置個所數を經營主體別に示せば、左の如くなつてゐる³⁾。

第一表 共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成團體數(昭和九年度)

經營主體	産業組合	株式會社	農會	計
助成團體數	六九	二	二	七三
共同繭倉庫(箇所數)	六六	六	一	七二
共同乾繭裝置(箇所數)	一六三	一一	二	一七六

此等の乾繭組合のうちには産業組合組織によるものが大多數を占めてゐる。併しその多くは政

1) この助成金(豫算額)は大正十四年以來昭和九年に至る迄に合計39萬3千圓に達してゐる。
 2) 西田峯吉氏、乾繭取引の現状と將來、七八頁以下參照。
 3) 農林省蠶絲局、蠶絲業要覽(昭和九年十二月)による。第一表中の産業組合のうちには二個の産業組合聯合會を含む。

府の助成を俟つて初めて成立したるものである關係上、組合員は自主的組合精神に乏しく、且つ乾繭組合相互間の連絡並に統一も缺けてゐたので、經營上充分なる成績を擧ぐることを得なかつた。加ふるに大正末年以來の絲價の漸次的低落により、乾繭組合の本來の機能たる、平均賣りによつて繭價變動に伴ふ危険を分散せしめることが充分に實現されず、繭倉庫へ繭が保管されるときには既に製絲業者の手に其の所有が移つてゐるといふ奇現象さへ屢々惹起された¹⁾。また乾繭組合の製絲原料繭の品質改良に對する努力も足らなかつた結果、優良製絲業をして乾繭組合を敬遠せしめることゝなつた。併し乾繭組合は政府の援助と多數養蠶農家の負擔分散とにより、中小製絲業者の取引先として、ともかく維持され、その乾繭取引高は最近左の如き狀況を呈してゐる。

第二表 上繭生産數量(種繭を含みます)中、乾繭販賣數量の占むる割合²⁾

年次	乾繭販賣數量	上繭生産數量	上繭生産數量中、乾繭販賣數量の占むる割合 ²⁾
昭和三年	四、二六五、三八三 ^實	八〇、九八五、八一 ^實	五三%
七年	九、五五〇、六五六	七七、九五八、二三七	一二・三
八年	七、九五六、九五 ^一	八九、〇一三、三八〇	八・九
九年	一四、九四一、八九九	七六、六一九、七三〇	一九・五

近年の乾繭取引數量は上繭生産數量の一〇%内外を占めるに過ぎなかつたが、昭和九年度に於ては一躍一九・五%に激増してゐる。これは如何なる事情によるものであらうか。先づ第一に之は政府の乾繭取引奨勵の力によるものであらう。第二に後に述ぶる昭和九年度の特約取引の減退

1) 碓氷茂氏、産繭の自主的處理、一九頁。
2) 農林省蠶絲局、繭處理並特約取引に關する調査による。

とも密接なる關係があるものと考へられる。第三に生絲價格は昭和八年秋から翌九年の繭出廻期にかけて漸落の傾向にあり、九年秋より漸次上昇することゝなつたから、九年度の産繭は生繭として賣るよりも、之を乾繭として保管する方が有利と考へられたためであらう。

然らば産繭處理統制法案實施の曉には、乾繭取引は如何なる展開を呈するであらうか。この點に關しては既に多くの豫想が發表されてゐるが、私見によれば、假令、乾繭取引が強制されるとしても、特約取引や組合製絲等への供繭が認めらるゝ限り、必ずしも乾繭取引が激増するものとは考へられない。況や乾繭取引の普及を自治的統制に委ねるに於てをや。併し乍ら特約取引に加へらるゝ政府の監督の程度如何、竝に組合製絲の今後の發展如何によりては、乾繭取引は或る程度までは増加するものと考へなければならぬ。けれども乾繭取引には夫に必要な設備として、一個所七萬貫の繭を取扱ふものと見て、乾繭倉庫及び乾繭機等の固定設備費に約五、六萬圓、繭一貫匁當り約七、八十錢を要する次第であるから、養蠶農家の自力を以てしては其の普及は至難である。政府に於ても昭和十年以降五ヶ年間に一千二百五萬圓の國庫經費を支出して、之が助成を圖らんとしてゐるから、乾繭設備は從來よりもより、急速に増加するであらう。従て産繭處理統制法實施の曉には乾繭取引は今日よりも幾分増加するものと考へられる。

更に生繭取引が政府の助成により乾繭取引に轉化されるにしても、乾繭取引の持つ長所を充分に發揮せしめるためには、養蠶農家が産繭の平均賣りをなし、之によりて繭價格の變動に伴ふ危

1) 楠見義男、産繭處理統制法案と乾繭組合問題(農業と經濟、昭和十年八月號)二八頁。

險を分散せしめると共に、他方製絲業者が之によつて原料繭の常用買をなし得るよう努めなければならぬ。従て養蠶農家をして、その乾繭を平均賣りせしめるに足る組織と金融の便宜とを與へなければならぬ。このためには個々の養蠶農家または養蠶實行組合を産業組合組織による乾繭組合に加入せしめ、組合員の供繭に對しては、時價の七、八掛の假渡金を爲し、殘餘を繭の販賣を了つた際に精算する所のプーリング制を採用すべきであり、乾繭は組合を通じ直接製絲業者に賣却すべきである。而して斯かる乾繭單位組合を各府縣聯合會に、更に之を全國乾繭販賣組合聯合會(全乾聯)に統一し、以て乾繭販賣の統制に當らしむべきである。かくて乾繭取引の形態をとるにしても、養蠶業者と製絲業者との關聯を密接ならしめ得るであらう。

これと同時に、從來に於ける乾繭組合の缺陷を充分に認識し、これを良く克服すると共に、系統的産業組合により養蠶農家に對し金融の便宜を與へ、その産繭の換金を急がしめざるよう工夫しなければならぬ。然らざれば養蠶農家は乾繭直後それを手離し、乾繭は商人の手に集中され、農家は絲價の季節的變動から來る利益に浴し得ないこととなるであらう。故に産業組合を通じ養蠶農家をして乾繭の平均賣りを實行せしめ得るか否かによつて、將來の乾繭取引の成敗は決せられるであらう。更に考慮すべき點は、斯かる乾繭の平均賣りによる養蠶家の利益確保は、絲價が正當的なる季節的變動を繰返すとの前提の下に於てのみ之を期待し得ることである。然るに國際商品にして、且つ原價力を持たない生絲にありては、アメリカの景氣如何によりては、數年引續き

絲價が低落し、從て繭の平均賣りを全く無力ならしむるが如き事情が起らないとは限らない。だから假令、繭の生産統制によりて幾分かゝる事態を緩和し得るとしても、乾繭取引によつて必ずしも萬全を期することは出来ない。

四

第二に特約取引に就いて見るに、これは昭和時代に入りて急激なる發展を呈してゐる。歐洲大戰後アメリカの好景氣による、薄地絹織物の原料としての優良生絲に對する需要増加に應ずるため、また人絹の進出に拮抗するため、優良生絲生産への要望が著しく高められた。然るに従來の如く製絲業者が中間機關たる繭仲買商、繭問屋又は繭市場を通じて原料繭を購入する限り、原料繭の優良化は之を期することを得ないから、製絲業者は優良繭確保の必要上、養蠶農家と直接に繭供給契約を結ぶことゝなつた。製絲業者は一地域の優良なる養蠶農家を以て特約組合を組織せしめ、これに所屬する養蠶農家に自己の製造にかゝる蠶種を配布して之を飼育せしめる。而してこれが飼育に當つては自己の養蠶教師をして巡回指導せしめ、且つ蠶具、肥料、桑苗等の經營手段を提供し、時としては經營手段の外に資金さへ貸付し、繭代金の支拂に際して清算して之を差引くことゝしてゐる。

かゝる特約取引が製絲業者にとりて極めて好都合なる組織なることは瞭であつて、製絲業者は之によつて豫定の原料繭を確保し、中間機關を排除することによつて購繭費を節約し、且つ品質

の統一したる優良繭を獲得することが出来る。されば所謂企業の垂直的結合の一として、組織の力によつて原料獲得費の節約をなし得る點からすれば、特約取引は一應は合理的なる原料獲得方法であると云はなければならぬ。

併し乍ら特約組合が次第に養蠶農家の利益を無視する製絲業者本位のものとなるにつれ、養蠶家は勢ひ製絲家に隷屬することゝならざるを得ない。従てこの特約取引に於て、繭價値に相當する繭價の支拂が可能なりや否やが問題となる。特約取引の弊害については、既に論じ盡されてゐる觀があり、茲に一々之を列擧するの要を見ないが、就中、正量取引による特約取引にありてきへも、掛目算定の基準をD格に求むることは、甚だしく養蠶農家の利益を無視する不合理なるものと言ふべきである。而して斯かる特約組合の發展によつて、中小蠶種製造業や繭市場は凋落し、また特約取引を行ひ得ざる中小製絲業はその没落を早められ、養蠶組合もその自主性を失はんとしてゐる。^(註一)

(註一) 農林省の調査によれば昭和七年度に於て、特約組合にして養蠶實行組合となり法人格を得てゐるものが、全體の六七%を占める。⁴⁾

かく昭和時代に入りて、急速なる發展を遂げたる特約組合も、萬象はすべて流轉するの例に漏れず、昭和八年をその頂上として、昭和九年には左の如き減退を示してゐる。

第三表 昭和元年以降繭特約取引狀況⁵⁾

- 1) 棚橋初太郎氏、産繭處理形態の發展と産繭處理問題(日本農業の展望)四七六頁參照。
- 2) 早川直瀨氏、本邦蠶絲業の發展過程と産繭處理統制案(日本農業の展望)四三二頁參照。
- 3) 昭和九年生絲検査所の検査成績によれば營業製絲に於てC格以上は全體の77%、D格は14%、E格以下は9%といふ割合になつてゐるから、D格を以て生

る一時的の現象であるか、若しくは特約取引の漸次的衰退の現示であるか否かは、遽に之を斷言するを得ないが、上述の諸事情より綜合すれば、特約組合の發展はその頂上を越したものであるまいか。加ふるに既に原蠶種の國家管理が實現されてをり、蠶品種の國家的統制も漸次進んでゐるから、蠶種の改良統一は從來の如く必ずしも製絲業者に俟つことを要せないこととなり、この點からするも蠶繭品種の統一を圖るといふ特約組合の持つ社會的使命の一は既に失はれつゝある。

更に産繭處理法案が實施さるゝ暁には、特約取引は認可制度となり、且つ行政官廳は代金の決定方法及び支拂方法、その他契約の内容に關して監督を加ふるものであり、その繭取引は道府縣繭檢定所の檢定に基く品位によつて行はれることとなるから、特約組合の持つ弊害は或程度まで除かれるであらう。今日の特約取引中には繭の品位檢定取引によらざるものが、尙ほ全取引數量の五〇%七¹⁾を占めてゐる有様であるが、それが道府縣の繭檢定による品位に基いて取引されることとなり、更に正量取引に於ける標準掛目が公定されるに至るならば、茲に初めて特約取引の公明化が期せらるゝこととなるであらう。かくて特約取引には、一層從來の如き「妙味」がなくなることとなるだけ、不健實なる特約取引は減退するであらう。併し乍ら特約取引には上述せる繭の豫約生産といふ長所を持つものであるから、それが公明にして健實なる取引である限り、繼續さるべきものであらう。

1) 昭和八年の狀況である。日本中央蠶絲會、繭相場並産繭處理狀況調査、(昭和九年三月)一九七頁による。

更に産業組合製絲は最近に於て相當に目覺しき發展を遂げつゝあるが、之を本邦一般の蠶絲業界に於て占める地位について見れば、昭和七年に於て組合製絲は全國製絲工場數の一四・九%、全國蠶數の一五・六%、全國生絲産額の一〇・四%、を占めるに過ぎない¹⁾。組合製絲にありては養蠶業と製絲業との融合、即ち所謂蠶絲業の一元主義が實現されてゐる所の産繭處理の理想的經營形態ではあるが、しかし現實界に於ては組合員の自覺の缺乏と組合の經濟的資力の薄弱とによつて、往々この理想の實現が妨げられてゐる。だが産繭處理統制法が實現される場合には、組合製絲の自奮と政府の助成とに俟つて、組合製絲の整理合同による工場規模の擴大と經營技術の改善とが圖られるから、從來に比してより速かなる發展を示すこととなるであらう。

最後に委託製絲であるが、これは相當古くから行はれたもので、製絲業者の過剩繭、銀行、倉庫業及び繭市場の擔保流れ繭、乾繭組合の未賣却繭、繭仲買人及び養蠶家の手持ち繭等につき、製絲業者に委託し之を繰絲せしめる場合に起るものである。この委託製絲は昭和九年一月以來、産繭處理の一形態として、蠶政俱樂部、全國養蠶組合聯合會、全國製絲組合聯合會等によつて其の産繭處理案中に採用されてゐる。これが採用理由は、委託製絲によれば、養蠶家は組合製絲に於けるが如き固定資本設備を要せずして、製絲へ進出する途が開かれるといふにあるものゝ如くである。²⁾併し原料繭を充分に確保し得る優良製絲工場が好んで委託製絲にまで進出するとは考へられず、従て不良製絲工場のみが之を引受くるに過ぎないこととなる。従てこれには不良製絲業の救濟以外に重要な社會的意義が見出せないから、將來の發展性にも乏しいものと言はざるを

1) 拙稿、産業組合製絲と養蠶農家(經濟論叢、第四一卷第六號)三九頁以下参照。

2) 碓氷茂氏、産繭の自主的處理、三九頁。

得ない。されば産繭處理統制法により委託製絲が産繭處理の一形態として認めらるゝにしても、政府の大いなる助成のない限り、之が發展は現状以上には期待し得ないであらう。¹⁾

五

以上論じたる所によつて瞭なるが如く、政府の企圖する産繭處理統制は乾繭取引、特約取引、組合製絲、委託製絲等を認める多元的のものである。従て一方に於て特約取引を認めながら、他方に於て乾繭取引や委託製絲の普及を圖つて中小製絲及び繭商人の更生に資せんとするならば、そこには一の矛盾が存してゐるものとも考へられる。併し上述せる所によつて瞭かなるが如く、最近に於ける特約組合の停頓状況と乾繭取引の増加傾向とよりすれば、今日直ちに産繭處理の主流方向を見出すことは困難であり、従て産繭處理上に於て一元主義を貫くことも至難なる事情にある。従て特約取引も公正なる限り之を認め、乾繭取引、組合製絲、委託製絲等と並存せしめ、それ々の自由競争によつて蠶絲業界の發達を促すことは、今日の政治經濟の客觀的情勢に於ては、寧ろ穩當なる處置であらう。だが此の自由競争下に於ては、優良生絲の廉價生産に資するよう不斷に努力し、且つ養蠶農家と共存共榮に立つものゝ上に、最後の勝利は輝くであらう。尙ほ産繭處理統制上注意すべき點を擧ぐれば

一、乾繭取引に於ても優良繭の生産に精進すべきは勿論であるが、この栽桑、養蠶の技術的指導は養蠶組合及び養蠶實行組合をして擔當せしめ、且つ之を産業組合に加入せしめることとし、乾繭の販賣は金融及び倉庫の便宜ある系統的産業組合をして行はしむべきである。

1) 上繭生産數量中、委託製絲の占むる割合は昭和三年は0.1%、昭和七年は0.3%、昭和八年は0.3%、昭和九年は0.6%に過ぎない。

二、養蠶業者と製絲業者との關係を密接ならしむるため豫約乾繭取引を認むべきである。この場合にも系統的産業組合を以て、之に當らしめる。但し乾繭の代金を合理的に決定するためには、繭品質の検定の外に標準掛目を公定する必要がある。

三、同様に特約取引に於ても繭取引を公明ならしめるため、繭品質の検定の外に標準掛目を公定する必要がある。更に製絲業にして特約養蠶家に對し、蠶種、肥料、蠶具等の配給をなすものに對しては、特に相當の監督を加へ、且つ特約取引はなるべく系統的産業組合をして之に當らしむべきである。

四、養蠶家に對する技術上竝に經營上の指導は、總て養蠶實行組合及び養蠶組合たる公法人團體の手に移すこと。但し現在、特約組合にして養蠶實行組合となり法人格を得てゐるものが、全體の六七%を占めてゐる有様であるから、現状のまゝでは養蠶實行組合（特約組合たる）には必ずしも自主的なる養蠶技術の指導力がない。従て養蠶實行組合の自主性を先づ以て恢復することが必要である。かくて養蠶組合は養蠶の技術的指導、産業組合は産繭の販賣といふやうに、兩團體の活動區域を明確にする必要がある。

五、生絲價格の統制も結局は繭生産統制を俟つて初めて行はれ得るものであるから、産繭處理統制に於ても、繭生産統制を加味する必要がある。併し乍ら生産統制は産業組合の如き自由加入組織を以てしては充分に行はれ難いから、養蠶組合に養蠶農家を強制加入せしめる途を開き、この部に於て生産統制を行はしむべきであらう。